平成２５年（フ）第８４号
群馬県高崎市石原町1191番地
債務者　二階堂貴子
1　決定年月日時　平成25年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月５日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第２２９号
神奈川県厚木市幸町６番４―501号、前住所神奈川県厚木市戸室２丁目10番５号
債務者　鳥山　文彦
1　決定年月日時　平成25年５月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月５日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第８８号
相模原市緑区葉山島788番地１　ハイツ小川401
債務者　高橋　秀幸
1　決定年月日時　平成25年５月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月５日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第８９号
北海道札幌市南区簾舞３条２丁目10番31号
債務者　高橋　英代
1　決定年月日時　平成25年５月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月５日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第１１５号
相模原市中央区南橋本１丁目20番11―802号
債務者　米倉　英樹
1　決定年月日時　平成25年５月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月５日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第１１７号
相模原市中央区星が丘１丁目14番８号　メゾンドコート星が丘202
債務者　森泉　優美
1　決定年月日時　平成25年５月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月５日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第１２１号
相模原市中央区中央６丁目９番19号　中央コーポ202
債務者　武石　守敏（旧姓相原）
1　決定年月日時　平成25年５月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月５日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第１２９号
相模原市中央区淵野辺４丁目10番17号　グリーンハウスエイナ105
債務者　堀内コヅエ
1　決定年月日時　平成25年５月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月５日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第１６号
愛知県半田市瑞穂町２丁目３番地の22　イーストタウン305号、前住所愛知県半田市瑞穂町２丁目６番地の27　ハートヒルズ半田瑞穂305号
債務者　中津イク子
1　決定年月日時　平成25年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月５日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第４３号
愛知県岡崎市福岡町字天房４番地３、申立時の住所愛知県岡崎市福岡町字荒追38番地　エルハイムⅡ―202
債務者　堀内　永規
1　決定年月日時　平成25年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月５日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２５年（フ）第２０号
京都府亀岡市畑野町千ケ畑高橋３番地201、居所大阪府高槻市下田部町１丁目２―10下田部ハイツ204号室
債務者　橋長惠美子
1　決定年月日時　平成25年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月５日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２４年（フ）第１３３５号
堺市西区上野芝向ヶ丘町６丁18番13号、前住所堺市中区深井中町1941番地５
債務者　東口　宏和
1　決定年月日時　平成25年５月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第２９６号
堺市北区中百舌鳥町６丁998番地３　中百舌鳥公園団地５号棟935号室
債務者　窪田須磨子
1　決定年月日時　平成25年５月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第３０６号
堺市南区晴美台３丁２番４―203号
債務者　村﨑　増美
1　決定年月日時　平成25年５月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第３２７号
堺市南区原山台１丁７番12―410号
債務者　泉　　君代
1　決定年月日時　平成25年５月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第３２９号
堺市中区福田298番地
債務者　伊藤　保男
1　決定年月日時　平成25年５月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第３３２号
大阪府羽曳野市古市３丁目10番８―205号
債務者　大村早百合
1　決定年月日時　平成25年５月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係